

# 市県民税申告 所得税の確定申告は 正しくお早めに

・国民健康保険税  
・後期高齢者医療保険料  
・介護保険料

市では、下記の日程で申告相談を受け付けます。必要書類が準備できましたら、お早めにお越しください。また、必ず期間内に申告(納税)してください。



## 確定申告の受付

★申告受付期間  
期間 2月1日(月)～3月15日(月)  
※土・日曜日、祝日は除く。  
時間 9:00～11:30  
13:00～16:00  
会場  
市役所福岡庁舎2階大会議室  
市役所津屋崎庁舎3階301会議室

★確定申告期間中における香椎税務署での日曜日の申告相談日  
日時 2月21日(日)、2月28日(日)  
9:00～17:00  
※市役所では行っていません。

★問い合わせ  
香椎税務署 〒813-8681  
福岡市東区千早6-2-1  
☎092-661-1031  
市税務課(福岡庁舎)  
☎43-8117  
※電話のかけ間違いにご注意ください。

**注意!**  
平成21年分の申告受付  
からの変更点!

土地・建物や株式を売った人、配当や先物取引があった人、これらの損失を繰り越す人

税務署職員による市役所での申告相談日に、これらの相談が受け付けられなくなったため、市役所ではなく税務署に直接申告していただくことになりました。市役所では受け付けられませんのでご注意ください。また、贈与・相続の相談も税務署でしていただくようお願いいたします。

平成二十一年度市・県民税  
住宅借入金等特別税額控除の申告をした人

法律の改正により、退職所得、山

### 所得税と確定申告

所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納税する申告納税制度を採っています。確定申告をしなければならぬ人や、確定申告をすれば税金が戻る人は、所得金額などを正しく計算し、期限内に申告してください。

### 所得税がかからないなら申告の必要はない?

所得税がかからない人でも市県民税の申告をする必要がある場合があります。市県民税の申告をし

### 定書

株式の売買、株式などの配当収入がある人(ただし税務署での申告になります)  
○住宅借入金等特別控除を受ける人(一年目など)  
○医療費控除や雑損控除、寄附金控除など、年末調整ではできない所得控除の追加をする人。

### 申告するとき必要なものは?

申告に際しては次のものが必要で、これを忘れた場合、申告を受け付けられないことがあります。  
○印鑑(認印可)  
○申告書が送られてきた人は、その申告書

○給与、年金のある人は、源泉徴収票(源泉徴収票記載の住所と現住所が異なる場合は、住民票が必要です)

○その他の収入がある人は、収入・経費が分かる書類  
○生命保険料控除や地震保険料控除、旧長期損害保険料控除のある人は、保険会社などが発行した証明書  
○社会保険料控除のある人は、国民健康保険税や任意継続保険料、国民年金保険料、介護保険料などの領収書または証明書

○本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認

○土地・建物などを売却した人や、

確定申告が必要な人とは?  
○商工業、農林漁業など個人で事業を営む人や保険の外交員など個人事業主として報酬をもらっている人  
○不動産を貸し付け、家賃や地代などの収入がある人  
○年金から所得税を源泉徴収されている人や源泉徴収されていなくても所得税を納付しなければならない人  
○給与所得者で、年間給与が二十万円を超えたり、年の途中で会社を退職して年末調整を受けていない人、転職や入社前の給与を含まずに年末調整を受けた人  
○生命保険の満期などのため積み立てた金額を上回る返戻金を受け取った人

郵送でも受け付けます  
所得税の申告書を自分で記入した人は、税務署に郵送で提出することができます。

### 税務署職員による申告相談

次の日程で税務署員による申告相談を行います。  
ただし、土地・建物、株式譲渡、配当所得などの申告については、相談を受け付けることができません。直接税務署へ申告してください。  
会場 市役所福岡庁舎2階大会議室  
期間 二月二十六日(金)～三月二日(火) ※土・日曜日は除く。  
時間 午前九時～午前十一時半、午後一時～午後四時

## 還付申告センター

をご利用ください

次の日程で、税理士や税務署職員が所得税の還付申告の相談に応じています。還付申告をする人はぜひご利用ください。

ただし、還付申告センターでは、事業などの収入がある人、土地・建物・株式を譲渡した人、贈与・相続の相談は受け付けておりません。

上記「確定申告が必要な人とは？」で一定の要件に該当する場合、還付申告をすることで所得税が戻ってくる場合があります。

還付申告の際には、源泉徴収票や領収書、証明書、印鑑などが必要です。必要書類が不足した場合、申告を受け付けられないことがありますので、忘れずに持参してください。ご不明な点がありましたら、香椎税務署へお問い合わせください。

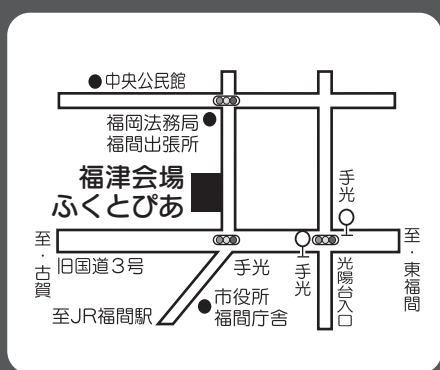
### ●申告会場・受付期間

①福津会場 ふくとびあ健康プラザ 一月二十六日(火)～一月二十七日(水)

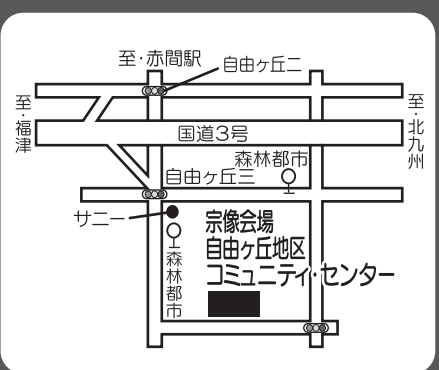
②宗像会場 自由ヶ丘地区コミュニティセンター(宗像市) 二月二日(火)～二月五日(金)

受付時間 午前九時半～午前十一時半、午後一時～午後三時

### ●福津会場



### ●宗像会場



問い合わせ 香椎税務署  
個人課税第1部門 ☎092-661-1031